

2026年度 北海道大学中国政府派遣留学生募集要項

1. 出願資格

中国国家留学基金管理委員会（China Scholarship Council (CSC)）が定める「国家公派研究生項目」（CSC-HU Scholarship Program 含む）に応募予定で、北海道大学における博士学位取得を目的としている者で本学が非常に優秀であると認めた者。すでに日本の大学等に在学する者は対象としない。

2. 対象課程

2026年10月又は2027年4月に博士（後期）課程へ入学を希望する者とする。研究生及び修士課程への受入れは、対象としないので留意すること。

3. 出願手続き及び出願書類

【出願手続き】

志願者は次の出願書類等を整え、北海道大学学務部国際交流課受入担当（4. 参照）に提出すること。

なお、受入れに際しては、北海道大学における受入予定教員からの内諾書が必要となるため、あらかじめ希望する教員から受入れに関する了承を得ておくこと。

【出願書類】

- (1) 願書・履歴書（別紙様式1）
- (2) 研究計画書（様式任意）
- (3) 最新の学位取得（見込）証明書（出身大学で発行されたものに限る）
- (4) 最新の成績証明書（出身大学で発行されたものに限る）
- (5) 北海道大学における受入予定教員からの内諾書（別紙様式2）

注1) (3), (4)について、日本語又は英語以外の証明書には、公印付きの日本語又は英語の翻訳を添付すること。

注2) (5)は、本学において授業料不徴収が承認されたことを意味するものではない。

4. 出願期限及び提出先

○出願期限：2026年2月20日（金）必着

○提出先：北海道大学学務部国際交流課受入担当

（〒060-0815 北海道札幌市北区北15条西8丁目）

5. 候補者の選考

候補者の選考は、まず受入れ予定の研究科又は学院において、それぞれの基準に従つて行われ、さらに高等教育推進機構において、大学として候補者とすることについての承認の可否を決定することとなる。

注) 候補者選考に要する期間は、受入れ部局によって異なるため、北海道大学への出願期限に関わらず、所属大学やCSCへの提出期限をあらかじめ確認・勘案の上、余裕をもって申請すること。

6. 受入内諾書の発行

上記の選考について承認された後、条件付きの受入内諾書を研究科長又は学院長から発行するので、それを添付してCSCに奨学金申請を行うこと。

7. CSCからの採用通知書

CSCからの採用通知書が届き次第、写しを研究科又は学院の留学生担当部署へ提出すること。また、不採用となった場合にも、速やかにその旨連絡すること。

8. 入学手続き

入学を希望する部局において、それぞれ必要な手続きを行なうこと。ただし、入学に際しては、①CSCから採用通知を得ていること、②受入部局が求める入学要件（入学試験への合格を含む）を満たすこと、が必要である。

9. 検定料・入学料・授業料

北海道大学中国政府派遣留学生として受け入れる者の検定料、入学料及び授業料については、不徴収とする。

ただし、不徴収が適用される期間は、標準修業年限の範囲内で、かつ入学時に提出するCSCの採用通知に記載された奨学金受給期間を限度とする。このため、博士（後期）課程在籍中にCSC採用通知に記載された期間が終了する時点で、不徴収の取扱いも終了となるのであらかじめ十分に注意すること。

なお、休学や留年による不徴収期間の延長は行わない。

10. 授業料等不徴収の取消

北海道大学中国政府派遣留学生として受け入れた者が、次のいずれかに該当した場合は、授業料等不徴収を取り消すものとする。

- (1) 博士（後期）課程の入学試験に不合格となったとき。
- (2) 北海道大学大学院通則第20条の規定により除籍されたとき。
- (3) 北海道大学大学院通則第26条の規定により懲戒されたとき。
- (4) 北海道大学の学生の懲戒手続きに関する内規第6条第3項の規程により厳重注意を受けたとき。
- (5) 修学状況等が著しく不良であると判断されたとき。

11. 諸活動への参画

北海道大学中国政府派遣留学生として受け入れられた者は、在学中においては学業及び研究等を妨げない範囲で、次に掲げる活動等に積極的に参画するものとする。また、在籍期間を終了した後においても、北海道大学とのネットワークの形成に積極的に参画するものとする。

- (1) 外国人が本学を訪問したときの案内等
- (2) 高等教育推進機構が開催する行事への参加
- (3) その他高等教育推進機構長が必要と認める事業